主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人櫻井英司の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、<u>本件手形の受取人「D商品株式会社」と第一裏書人「D商品株式会社 E」との間に裏書の連続があるものとした原</u> <u>審の判断</u>は正当であり、原判決に所論の違法はなく、所論引用の判例は事案を異に し本件に適切でない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

慶	宜	野	鹽	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官